

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

奨励賞に関する細則

定款第2条7に基づき、奨励賞について定める

（目的）

第1条 疫学の分野において優れた研究を行い、将来の活躍が期待できる若手、中堅の研究者の研究を奨励するために、当法人は「日本疫学会奨励賞」を設ける。

（受賞者）

第2条 日本疫学会奨励賞は当法人会員のうち、優れた疫学的研究を行い、その成果を当法人学会誌、Journal of Epidemiology およびその他の疫学関連学会や専門雑誌に発表し、なお将来の研究の発展を期待し得る者（原則として個人）に対し授与する。

- 2 受賞者は継続3年以上の会員歴を持つ当法人会員に限られ、受賞の暦年度の募集締切り日において、満45歳未満の者とする。
- 3 受賞者は毎年若干名とする。
- 4 受賞歴のある会員からの再度の申請は認めないものとする。

（受賞者の推薦）

第3条 受賞候補者の推薦は、原則として代議員が当法人規定の推薦書を用いて理事長宛に行う。ただし、候補者の推薦は1名1件とする。

- 2 日本疫学会奨励賞の募集要項は、当法人のニュースレターなどに掲載するものとする。
- 3 奨励賞受賞者候補の推薦書の提出は毎年5月1日から6月30日までの間に行う。

（奨励賞選考委員および委員会）

第4条 奨励賞受賞者を選考するため、理事長は理事会の審議を経て理事より奨励賞選考委員（以下、「選考委員」という）を5名委嘱する。

- 2 選考委員の任期は2年とする。
- 3 委員長は互選により選出する。
- 4 委員長は奨励賞選考委員会を招集する。

（受賞者の選考）

第5条 選考委員会は、理事長に推薦のあった奨励賞受賞者推薦書に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。

（受賞結果の報告）

第6条 選考委員長は、選考の結果を毎年8月31日までに理事長に報告するものとする。

（受賞者の決定）

第7条 理事長は、選考委員会の報告を理事会にはかり受賞者を決定する。

- 2 理事長は受賞者にその旨を通知する。

（表彰）

第8条 表彰は毎年当法人社員総会において行い、受賞者には賞状並びに楯などの記念品を贈呈する。

(定款施行細則の改正)

第 9 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。